

民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG（第3回）

令和3年10月20日（水）

17:30～19:00

弁護士会館16階来賓室

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶等
- 2 取得・管理・提供のプロセスの適正化を図るための方策について
- 3 意見交換
- 4 その他

（配布資料）

- 1 民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG構成員及び出席者（第3回）
- 2 取得・管理・提供のプロセスの適正化を図るための方策について

参考1 民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG第4回以降の日程（案）

民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG
構成員名簿及び出席者一覧（第3回）

2021年（令和3年）10月20日

◎：WG座長

	構成員	出席者（第3回・10/20）
◎※	山本和彦（一橋大学教授）	山本和彦（一橋大学教授）
	小塚荘一郎（学習院大学教授）	小塚荘一郎（学習院大学教授）
※	小町谷育子（弁護士）	小町谷育子（弁護士）
	菰田 優（日本弁護士連合会前事務総長）	菰田 優（日本弁護士連合会前事務総長）
	新堂明子（法政大学教授）	新堂明子（法政大学教授）
	高須順一（日弁連法務研究財団常務理事）	高須順一（日弁連法務研究財団常務理事）
※	中原太郎（東京大学教授）	－欠席－
※	町村泰貴（成城大学教授）	町村泰貴（成城大学教授）
	湯浅壘道（明治大学教授）	－欠席－
※	米村滋人（東京大学教授）	－欠席－

	オブザーバー	出席者（第3回・10/20）
	内閣官房	坂本三郎（内閣審議官）
※	法務省	渡邊英夫（法務省司法法制部参事官） 脇村真治（法務省民事局参事官）
	最高裁判所事務総局	石井芳明（最高裁判所事務総局総務局第一課長）

	事務局	出席者（第3回・10/20）
	日弁連法務研究財団	大坪和敏（事務局員）
	日本弁護士連合会	藤原靖夫（事務次長）

※ Web 会議システムによる出席者

取得・管理・提供のプロセスの適正化を図るための方策について

1 総論

- 民事判決情報のより一層の適正な利活用を図るためには、訴訟当事者等の訴訟関係人のプライバシー等への配慮が不可欠。
- そのため、本件スキームの下で利活用機関に提供される民事判決情報は、適正な基準の下で、提供の可否の判断、情報管理機関における仮名化処理が行われた上で提供される必要があり、仮名化処理等の適正を担保するための仕組みを構築することが必要。
- また、これと併せて、利活用機関への提供までの一連のプロセス（取得・管理・提供）の適正化を図ることも重要であり、そのための方策についても検討を進める必要。

2 取得プロセスの適正化

(1) 前提

- 現在、各地の裁判所において、裁判例の提供を求められた場合については、当該裁判例情報の利用目的や、当該裁判例についてのプライバシー保護の観点から問題がないかといった点について総合考慮した上で、各庁の判断に基づいて、提供している。
- 本件スキームでは、国民に対する紛争発生前の行動規範、紛争発生後の紛争解決指針の提供や、紛争解決手続に関するA Iの開発等の研究を促進するための基盤の提供等を目的としており、対象となる民事判決情報は、基本的に、各地の裁判所で言い渡されたものの全てを想定。これを情報管理機関において統一的に収集することが念頭に置かれている。

(2) 検討事項

- 現行の枠組みの下で、裁判所が情報管理機関に対し民事判決情報を包括的に提供することについて、どのような課題があるか。
- 現行の枠組みの下で、民事判決情報の包括的な提供先を情報管理機関に限定することについて、どのような課題があるか。
- 民事判決情報の包括的な提供先を情報管理機関に限定することは、どのような理由から正当化され得るか。

3 管理・提供の適正化

(1) 前提

- 民事判決情報の利活用の適正化を図るためには、前記のとおり、民事判決情報の仮名化処理等の適正を担保するための仕組みとともに、その管理・提供の適正化を図るための方策を検討する必要。
- 本件スキームでは、年間十万件を超える大量の民事判決情報が情報管理機関におい

て第一次的に取り扱われることが想定されることから、その取扱いの適正を図るためには、公益性、中立性のほか、本件スキームの目的に沿う人的・物的体制、財政的基盤、運営能力等が担保される必要。

(2) 検討事項

- 情報管理機関による民事判決情報の取扱いについて、どのような点が弊害や懸念として考えられるか。

(論点例)

仮名化前の民事判決情報の外部漏えい、不適切な仮名化处理、提供先である利活用機関に対する不公平な取扱い、不当利用、不当収益の取得等

- 上記を踏まえ、情報管理機関に一定の適格性を求めることについて、どのように考えるか。また、その基準・要件として、どのようなものを求めるべきか。

(論点例)

組織性、公益性、中立性、人的・物的体制、財政的基盤、専門的知見等

- また、適格性に加えて、情報管理機関（及び従業員等）に対する一定の行為規制を設けることについて、どのように考えるか。また、行為規制として、どのようなものが考えられるか。

(論点例)

情報セキュリティ体制の確保、従業員等の秘密保持、民事判決情報の不当利用の禁止、利活用機関に対する不公平な取扱いの禁止、不当収益の取得の禁止等

4 利活用機関における利活用の適正化

(1) 前提

- 本件スキームでは、情報管理機関において仮名化处理等がされた民事判決情報が、利活用機関の求めに応じて提供されることが想定されているが、仮名化处理等が施されたものであっても、その利活用の方法態様によっては、訴訟当事者等の訴訟関係人のプライバシー等が害されるおそれがある。

(2) 検討事項

- 利活用機関による民事判決情報の取扱いについて、どのような点が弊害や懸念として想定されるか。
- 利活用機関に対して、一定の適格性を求めることについて、どのように考えるか。また、その基準・要件として、どのようなものを求めるべきか。
- 利活用機関に対して、一定の行為規制等を設けることについて、どのように考えるか。また、行為規制として、どのようなものが考えられるか。
- 利活用機関から仮名化後の民事判決情報の提供を受けた者に対して、何らかの行為規制を設けることについて、どのように考えるか。また、行為規制として、どのようなものが考えられるか。